

令和3年度 第3回 尼崎市社会保障審議会障害者福祉専門分科会  
議事録

日時：令和4年3月24日（金）13：30～15：00

場所：オンライン（Zoom）開催、会場（市役所北館4-1会議室）

1 開 会

- ・ 事務局より、感染症拡大防止の取組（オンライン開催など）についての説明
- ・ 事務局より、情報支援（手話通訳者・要約筆記者の設置）についての説明

2 委員の定足数の確認

- ・ 出席委員12名

3 議 題

- ・ 事務局より、配布資料の確認

(1) 令和4年度主要事業（地域福祉計画関連事業）について

- ・ 事務局より資料1で説明

(質疑応答)

委員：資料1の2ページ「ひきこもり等支援事業」についての説明の中で、民間の事業者に委託をするとの説明であったが、事業費の11,320千円について、大まかでいいので内訳を知りたい。もう一つは、本人もしくは家族の同意がある人は相談しやすいが、同意のない人をどう支援していくのか。多頭飼育崩壊やごみ屋敷問題は外から見ればわかりやすいが、困っていてもSOSを出さない方こそ支援が必要だと思うので、そういう方をどう支援していくのか教えていただきたい。

事務局：大変重要なお指摘、感謝申し上げます。事業費の11,320千円は基本的には民間の事業者に対する委託料となる。委託をし、継続的な訪問等をしていただく。本人もしくは家族の同意のない方を、どのように見つけ、把握するかだが、資料1の1ページ「重層的支援推進事業」の事業イメージの左側に「地域振興センター」とある。地域振興センターには各地区の民生児童委員の事務局である「社会福祉協議会」や、各小学校区に1人ずつ各地域課の地域担当職員が配置されている。こういった社会福祉協議会の職員や地域課の職員が、様々な地域の方とのネットワークを構築している。そして、色々な活動と連携し、多様な取組をしているのが現状である。例えば、こども食堂や民生児童委員とのつながりの中で地域の様々な情報が入ってくる。そういったネットワークが今、構築されつつあると思っている。県がひきこもりの調査をするにあたり、民生児童委員に依頼し、実態調査をする中で把握されるケースもあれば、地域課の職員が地域活動の中で、ひきこもりやごみ屋敷の問題の情報をキャッチする機会も多くなってきていると報告がある。やはり行政の窓口に来た時には複雑・複合化し、課題も深刻化し、解決まで非常に時間がかかる状況である。今回の重層的支援推進事業の取組を進めていく中で、できるだけ早期に、課題が深刻になる前に情報をキャッチし、支援につなげていくことも、非常に大事だと考えているので、そういった点にも留意しながら取組を進めて参りたい。

委員：本人もしくは家族の同意なしの方に関しては、民生児童委員等が地域の情報を掴んでいるのでそうい

ったところからと解釈した。自身の不勉強ではあるが、地域の民生児童委員が誰か把握していないし、話したこともない。すごく困った時に助けてくださることも知らなかった。そういう方が多いと思う。もし、民生児童委員が窓口になられるのであれば、もっと民生児童委員に相談すればいいというアピールが必要ではないかと思う。それから、事業費の11,320千円は民間事業者への委託費とのことだが、どういった事業者へ委託するのか。

事務局：民生児童委員は地域のご事情に詳しい（市内では）800人近くの方が委嘱されている。高齢者等の要支援者のご自宅への訪問、見守り等の地域活動をする中で、ひきこもりの方のご相談を近隣の方からお聞きするケースもある。そういった把握をした中で、行政につないでいただく。それは民生児童委員だけではなく、先ほどご説明した41の小学校区に配置されている地域担当職員も様々な地域活動と関わる中で、ひきこもりだけでなく、支援を必要とする方の情報を把握し、連携していこうというのが、今回の事業の一つの機能となっている。どうしてもご本人がSOSを出せない場合でも、今まで以上に色々な方のご協力を得ながら、把握していく、支援につなげていくことを、今回取り組んでいこうと考えている。

ひきこもり等支援事業の事業費に関する委託先については、来年度公募をし、プロポーザルで適切な事業者へ委託していく予定である。現に幅広く今ひきこもりの支援をされている団体や、生活困窮者向けの就労支援をされている団体等、様々な団体にお声掛けする中で、多くの事業者が手を挙げてくださるように考えていく。以上である。

会長：よろしいか。では他に何かあるか。

委員：一定の把握が出来ているので委託費等の算出ができていると思うが、尼崎にはどのくらいのひきこもりの方がいるのか知りたい。

もう一点は民生児童委員の件である。私は西宮市在住なのだが、ある高齢者が、しばらく会合に参加していないことに気付き、自宅へ訪問し反応がなく、地域の民生児童委員に報告し帰宅した。翌日、警察からの連絡で亡くなっていたとの報告を受けた。1か月ほど経過していたようだ。民生児童委員の方も気にはしていたようだが、連絡が取れず、数か月過ぎてしまっていたとのことであった。民生児童委員も高齢者が多いと感じており、ボランティアと伺っている。委託事業に出資するならば、民生児童委員にも配慮があれば動きがまた違ってくるのではないか。

事務局：ひきこもりの方の正確な人数は把握できていないというのが現状である。現在、南北保健福祉センターにある「しごとくらしサポートセンター」で一定、対応しているひきこもりの方の人数をベースにしており、60件ほどを想定している。アウトリーチ・定期的な継続訪問をしていける体制ということで事業積算をして作ったものとなる。答えにはなっていないとは思いますが、正確な数は不明というのが正直なところである。

あと、今回の事業と民生児童委員の活動との大きな違いというのは、民生児童委員は地域の中で広く色々なご相談をお受けする中で、地域の様々な課題を把握し、行政につなぐという役割がある。今回の重層的支援推進事業の中では、民生児童委員の皆様とは協力を密にし、進めていかななくてはならないと考えている。例えば支援調整会議の中でひきこもりの支援が必要であると判断された場合については、ひきこもり等支援事業を中心に訪問をしていくこととなる。訪問を継続しながら信頼関係を築き支援につなげていくという取組を丁寧に進めていきたいと考える。この支援会議の中には民生児童委員や、それ以外の支援関係者に入っていただきたいと思っている。例えばひきこもりの方のアプローチをするにあたり、従来から関係性のある民生児童委員の方を中心にアプローチした方がいいといったことになれば、民生児童委員の方と一緒に連携しながら訪問をしていく。そういったことも出てくるかと思っている。今までの制度に当てはめて支援をするのではなく、その人を中心とした様々な制度を組み合わせしていく、様々な支援関係者にご協力いただいていくという形で取組を進めていき

たいと考えている。

会長：他に意見はあるか。

委員：説明を伺って不明な点は、対象は大人か子どもか。全年齢か。いろんな家庭があり、一つの家庭でも様々な問題があると思うので対象となる年齢を知りたい。

もう一点はひきこもりのことで、低年齢の方は教育との関係はどうなっていくのか。「いくしあ」があるので、そこの関連はどうなるのか。あとは8050問題で、親の高齢化により認知症などを患うと、子の介護を忘れてしまう、入所施設のことを考えることが難しい、周囲からの助言の内容を理解できないなど、様々な問題がある。この事業イメージではそのような複雑化している事例を支援していくというイメージなのだろうか。

事務局：この事業は年齢毎ではなく、世帯全体を捉えて対応していく形になる。その世帯の中に子どもいれば、高齢者もいる、障害者もいる。世帯全体を支援するための共通の目標、共通の支援方針というのを立て、対応していくのが重要かと思う。先ほどお話にあった「いくしあ」や「南北保健福祉センター」、「教育委員会」等の支援関係者で行う支援会議を、重層的支援推進担当課が中心となって開催していくことによって、それぞれの機関がどういった役割分担によって共通の支援方針で進めていくのか、そういったことも整理をしていくことが必要と考えている。委員がおっしゃったように、複雑・複合化している課題が多くなっているのは、尼崎市としても認識している。そのような課題については、解決まで長い期間が必要であり、場合によっては、どこが支援を中心とするのかも変わってくる。例えば、若い世代からだんだん高齢者になっていく過程で、従来支援してきた機関が本当に専門性をもって支援していけるのか、それが難しくなった場合に、どこが支援していくのかという事も、重層的支援推進事業の支援会議の中でその都度、モニタリングしながら適切な支援機関がつながり続けられる体制を目指していきたいと考えている。今回、重層的支援推進担当課が、まずは中心となってスタートするが、この取組を進めていく中で、様々な支援機関が連携していくという経験を積んでいくことにより、尼崎市の様々な支援機関の支援の質というか、支援のスキルを底上げしていくということも今後できればいいと思う。

会長：他はあるか。

委員：ヤングケアラーの問題は重層的支援推進事業にカバーされるのかということをお尋ねしたい。親、ご兄弟に障害があるご家庭のお子さん自身が、ヤングケアラーであるが、周囲にSOSを発信するべきなのに、そう思っていないという意味で、まさに支援につなげるのが難しい例ではないかと思う。子どもが成長するにしたがって、大人になっても親や兄弟をケアしなければいけないという問題なので、子どもだけの問題ではないとも思うが、先ほどのお話では「いくしあ」を中心にという事だったかと思う。尼崎市はヤングケアラーの問題について、講演会や研修と非常に先駆的に取り組んでこられたと思う。「いくしあ」で相談窓口を設置していると聞いているが、子どもに偏っている気がする。子どもの成長と共に変わっていく問題でもあるので、これでカバーできるのか。現在「いくしあ」で対応している問題も、若者ケアラーという言葉があるように変わっていく。子どもだけの問題ではなくなっていくので、そういうことも念頭におかれているのかお聞きしたい。

事務局：「いくしあ」で来年度以降、ヤングケアラーの支援をするための新しい事業を実施するという事も聞いている。ヤングケアラー、ケアされる側の支援も重要であり、世帯全体への支援が必要になると思われる。現在も南北保健福祉センターには「いくしあ」のサテライト機能があり、一体的に取り組んでいる。今後さらに「いくしあ」を含む支援会議など取組の充実を図る中で、ヤングケアラーについても対応していきたいと考える。

会長：次に挙手している方、発言をどうぞ。

委員：重なる部分もあるが、何点かお聞きしたい。我々が主に支援させてもらっている障害者のご家族の場

合、18歳～65歳の世帯で、家族全員が障害をお持ちである。全員が成人で、児童も高齢者もいない。困窮者に近い低所得世帯で福祉的就労をし、障害をもっているのが合理的な困難さを抱えているが、内々の問題になっている。この場合の整理というのは、どこで整理するのか。この問題はなかなか見えにくく、もしかしたら担当課、我々支援機関も見落としがちではないかと思っている。

もう一点は、事業費の件である。重層的支援推進事業で3,390千円増額されているが、これは非常勤事務補助員の方の人件費か。成年後見等支援センター地域連携ネットワークの強化事業で主要事業分は9,204千円、主要事業分とそうでない分を知りたい。ひきこもり等支援事業の11,320千円、事業者の立場から考えると、事務費、事業費があり、ひきこもりの支援にはすごく高いスキルを求められると思う。アウトリーチし、色んなところにきめ細かく入り込み、地域のネットワークを地道に作ってとなると、1人あたりの人件費は450万～500万もいかないくらいで、それだけ高いスキルの人を、プロポーザルで決定して大丈夫なのかなというところが若干不安である。

事務局：最初にご指摘いただいたケースのように、他の分野にも関係するが、他の分野につなぐまでに至らないケースは、それぞれの支援機関が不安ながらも抱え込んでいる状況である。この取組をするにあたって、南北保健福祉センターの関係各課に色々な事例をあげてもらい、分析する中で、まさにおっしゃっていただいたようなケースがあった。具体的に言うと、将来生活に困窮することがある程度予想できるが、今は困窮していないため生活困窮の支援につながっておらず、将来のリスク対応のためのプランが出来ていないという面がある。事前に関係するところとつながって、将来のことを予測しながら対応していく、そうすることで、何かあった時にすぐに支援につながっていくという体制をとることが大事だと認識している。ただ、こういった取組をするにあたっては、それぞれの支援機関が横と連携する。少しの困りごとでもつながっていくという意識を持っておかなければいけない。重層的支援推進担当課も含め、相談があった時に、それはうちの問題ではないと断らない文化というか、ソーシャルワークをもう一度見つめ直す取組をしていく必要があると考えている。来年度の4月から早々にスタートできるかというのは、非常に難しいかとは思いますが、ご指摘いただいた点にも注意し、より連携の深まる取組にしていきたいと考えている。

もう一点の事業費の話だが、成年後見等支援センター地域連携ネットワークの強化に関しては、主要事業分の9,204千円が来年度に拡充しようとする分である。それを差し引いた26,142千円に関しては、従来からの南北保健福祉センターに成年後見等支援センターを設置するための人件費と、社会福祉協議会に委託するための人件費である。今回増額する9,204千円で、新たに人を増員するという形で体制の強化を図るというイメージになっている。重層的支援推進事業の予算3,390千円に関しては、人件費とは別で、新規事業をするにあたっての必要な事務経費や、法的支援も必要なケースというのが非常に増えると想定しているので、現在、兵庫県弁護士会とも調整をしているが、そこと法的支援を受けるための委託費用も含まれている。事務的な経費とは別に、正規職員3名、非常勤事務補助員1名の人件費は別途要求しているものである。

会長：感謝申し上げます。それでは次の議題に参りたい。

委員：どうしても発言したい。重層的支援推進事業の支援会議の委員構成を知りたい。

事務局：この支援会議はこれから作っていくものであるが、南北保健福祉センター、地域振興センター、重層的支援推進担当課が基本的なメンバーとなり、それぞれの個々のケースに応じ、それぞれの所管する制度や、地域資源の中から必要な方にご参画いただくと考えている。民生児童委員や、地域の方からつながれた方については、できるだけご参画いただけるようお話しさせていただく。この支援会議は法律に位置づけられた会議なので、本人から同意がない場合でもメンバーに守秘義務を課して、個人情報やりのやりとりができるものとなる。成年後見等支援センターも権利擁護が必要な方がいる場合については参画し、ひきこもりの場合には、ひきこもり等支援事業の受託事業者の方にも入っていただ

く。法律的な支援の必要な方については弁護士にも参画いただく。個々のケースに応じ、必要な方に参画していただくイメージを持っている。

会長：では議題2に入らせていただく。

(2) 尼崎市障害者計画に係る今後の施策展開イメージ（案）について

・事務局より資料2で（基本施策1～4）説明

(質疑応答)

委員：基本施策1「健康に暮らす（保健）（医療）」で、昨年いただいた資料には難病について記載されていた。今回はイメージ案ということで理解しているが、掲載されていないことで今後の不安があり確認したい。

事務局：これまでの障害者計画の「評価・管理シート」の中で、今おっしゃられた取組等も追ってきたところであるが、その作業に関しては来年のスケジュールの中で調整したいと考えている。記載がないからといって施策や事業自体が無くなることなどはない。難病の相談部分の取組も引き続き担当で進める流れになっている。今回は少し抜粋した内容について、主にご意見いただくという形でご容赦いただきたい。

会長：他にあるか。

委員：基本施策1の「これまでの成果・課題」の2つめである。『「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進会議」を計3回開催』とあるが、会議体の名称は違っているかもしれないが事務局会議が2か月に1度、支援会議は何回かある。私達家族や当事者が参加できるのは、全体会の少し前にある、学習会と全体会だが3回とは何を指しているのか。

事務局：「にも包括」のお話がでたが、基本的には7月と11月に、主に支援者の方々と事務局が集まり、課題を整理したうえで、3回目の全体会の時に、家族の方や当事者の方に入っていた中でまとめの会議をさせていただいているところである。

委員：7月、11月の支援会議、これが2回ということで。全体会は1回で、計3回ということで理解した。私が所属する団体からは市に対していつも要望書を出しているが、この「にも包括」に関しても全体会に1回だけ当事者団体が参加できるというのは、理由がよくわからない。事務局会議というのは非常にたくさんの個人情報のある会議だそうで、そこには無理だとしても、少なくとも支援者会議の議事録や傍聴席を設けていただきたいと申し上げている。ここではその報告をさせていただく。

会長：他にあるだろうか。

委員：「にも包括」というのは意味がわかりにくいので、何か付け加えた方がいいと思う。

あと、基本施策4の「働く（雇用）（就労）」の中の、「尼うえるフェア」に関してだが、いつ開催しているのかわからないという声がある。私自身も注視していればわかることなのかもしれないが、定期的に開催するとか、購買者のことも考えた販売会になればいいと思っている。

事務局：「尼うえるフェア」は初日の大きい販売会と、翌日に縮小したブースでの販売会で、今年度は20回開催している。特にコロナ禍により企業イベントが少ないので、市役所内での開催に努めています。開催日に関しては市報・ホームページにて掲載しているが、周知が不十分であるとの貴重なご意見感謝する。「にも包括」に関しては理解しづらいようなので、検討させていただく。

委員：「にも包括」という言葉自体になじみがない。簡単でいいので説明してほしい。

事務局：「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進会議」の「精神障害にも」の部分を用いて「にも包括」と会議の略称として使用している。地域包括ケアシステムという言葉はどちらかといえれば高齢者の取組の中で利用されていたが、サービス事業だけでなく地域の社会資源が関わる中で、住

みよい地域生活を維持するという考え方を、精神障害をお持ちの方の地域移行にも参考にしながら取組を進めていこうと国で掲げられた内容になる。訪問看護ステーションや医療機関、相談支援やピアサポーターなど様々な支援が、精神障害の分野にもあるので関係機関が集まり、尼崎の地域課題をまとめていきながら、より効果的な支援体制を構築していくための会議体となる。

会長：では施策の5から説明をお願いします。

## (2) 尼崎市障害者計画に係る今後の施策展開イメージ（案）について

・事務局より資料2で（基本施策5～9）説明

### （質疑応答）

委員：基本施策9の「伝える・知る（情報・コミュニケーション・行政等における配慮）」について、私達視覚障害者は点訳や翻訳、録音のボランティア養成講座を開いていただいているが、サピエやICT関連の養成講座についても開いていただければ非常にありがたい。

事務局：今後、身体障害者福祉会館の移転により機能が向上するにあたって、様々な視点、ご要望・期待が膨らんでいくと思っている。全てを行政の事業という形で取り組めるかはわからないが、身体障害者福祉会館・身体障害者福祉センターの方々と来年度以降も話しを詰めていきたい。まずは新しい機能を皆さんに知っていただくという意味でも、試行的な取組については、例えば、自発的活動支援事業等も活用していただく事も一つだと思うので、そういったところからも少しずつ広げていきたい。

委員：よろしくお願ひしたい。

委員：基本施策8「お互いを認め合う（権利擁護・啓発・差別の解消）」の障害者差別解消法のパンフレットについて、以前、北部保健福祉センターで当事者が障害者差別解消法のパンフレットをもらいに行ったところ、職員の方にパンフレットのことを知らないと言われ、探して奥から出てきたということがあったそうである。また、利用している訪問看護やヘルパーに障害者差別解消法のパンフレットを見せ、知っているか尋ねたが、全く知らないというような事案をたくさん聞くので、「本腰」をいれて周知していくべきである。前回のアンケート調査の結果では、特に精神障害者は障害者差別解消法を知らない割合が高かったなので、なんとかしないといけないと思う。

事務局：いただいたご意見については真摯に受け止めて、今後取り組んでまいりたい。

委員：基本施策の8の「ミーツ・ザ・福祉」について、何年前かに委託事業者を募集していた記憶があり、「NPO法人月と風と」が申し込んでから活動が始まった。2～3年間の委託契約と思っていたが、まだ同じ団体が継続するのか。内容としては、福祉関係が盛り上がるので非常に良いと思っている。団体が変更する予定等はあるのか。

事務局：「ミーツ・ザ・福祉」は平成29年から「NPO法人月と風と」という団体に委託し、現在も企画運営をお願いしているところである。これは提案型事業委託制度ということで、協働推進課の制度を活用して行っている。従来は市と、市内の障害者団体の代表者の方で実行委員会を設けて行っていたが、提案型ということで「NPO法人月と風と」から提案があり、制度上の上限期間である3年間（平成29年～平成31年）実施していただいた。2回目の再提案があって、令和2年度から改めて委託し、令和4年度が最終年度となる。令和5年以降については、継続を前提として選定方法など検討しながら、より良い事業となるよう取組を進めていく。

会長：他にあるか。次の議題に入らせていただく。

## (3) 令和4年度の開催スケジュール（案）について

・事務局より資料3で説明

(質疑応答)

特に質疑応答なし

#### 4 その他

- ・事務局より報告

委員：地域福祉計画でのパブリックコメントが2通だったとの話だが、もっと行政側としても要望等の件数が必要なのではないか。

事務局：地域福祉計画は他課のことなので言いようがないが、障害に関してはたくさんのご意見、ご要望をいただけている。それぞれの課が横断的な施策になるにつれ、共有等も上手くしていかなければ、市民の皆様もご意見をどこに出せばいいのかわからなくなってしまう懸念があると思っている。社会保障審議会は、近い関係で会議体をさせていただいているので、そういった場でご意見をいただける仕組みを考えて参りたい。

会長：それでは、これで本日の尼崎市社会保障審議会障害者福祉等専門分科会を閉会する。皆様、本当にありがとうございました。

#### 5 閉会

以上